

日本顕微鏡歯科学会認定医制度規則

【第1章 総則】

第1条 本制度は顕微鏡歯科学の専門的知識及び臨床技能・経験を有する歯科医師により、顕微鏡歯科医療の高度な水準の維持と向上を図り、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために日本顕微鏡歯科学会（以下「学会」という）は、日本顕微鏡歯科学会認定医（以下「認定医」という）の制度を設け、認定医制度の実施に必要な事業を行う。

【第2章 認定医申請者の資格】

第3条 認定医の資格を申請できる者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。

1. 日本国歯科医師の免許を有すること。
2. 認定医申請時において当学会会員であること。
3. 第5条の認定医の各号に掲げる条件を満たすこと。

【第3章 認定医の基本的条件】

第4条 認定医は、顕微鏡歯科学領域における診断、予防及び治療のための高い医療技能を修得するとともに、他診療科歯科医師または医師からの要請に応じて適切な指示を与えることのできる能力を有すること。

第5条 認定医は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

1. 学会学術大会に出席すること。
2. 顕微鏡歯科学に関連する領域の診断、予防及び治療を行うこと。
3. 細目については別に定める。

第6条 その他、学会が特別に認めた者。

【第4章 認定医の資格申請】

第7条 認定医の資格の適否を審査するために認定審議委員会を設ける。

第8条 認定医申請者は、別に定める申請書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。

【第5章 認定審議委員会】

第9条 認定審議委員会は、認定指導医及び認定指導歯科衛生士から構成される。

1. 委員は、会長が認定指導医及び認定指導歯科衛生士から推薦し、理事会の承認を得る。
2. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 委員長および副委員長各1名をおき、会長が指名する。
4. ただし、認定指導歯科衛生士は認定歯科衛生士、認定指導歯科衛生士の審議のみに加わる。

第10条 認定審議委員会は、委員の1/3以上の出席をもって成立する。

1. 認定医の資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。その結果を理事会に報告する。
2. 認定審議委員会は、必要に応じて開催される。

【第6章 審査方法】

第11条 認定医の認定は、認定審議委員会において資格審査及び書類審査等をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会で認定する。

第12条 削除

第13条 認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。

第14条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。

1. 学会は認定証を交付するとともに、学会Webサイトに掲載する。

第15条 認定証は、登録料を納入し登録申請が完了した後、交付される。

【第7章 認定医登録】

第16条 認定審議委員会の審査に合格した認定医申請者は、登録料を納入しなければならない。

第17条 学会は前項を確認し、認定証を交付するとともに、当学会Webサイトに掲載する。

【第8章 資格の更新】

第18条 認定医は、学会で特別に認められた者を除き、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第19条 認定医の資格の更新に当たっては、認定期間5年の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第 20 条 更新時において満 63 歳以上で、資格を 10 年以上保持している場合は、申請書を提出後、理事会の審議を経て、終身認定医となることができる。

【第 9 章 資格の喪失】

第 21 条 認定医は、次の各号の一つに該当する時、認定審議委員会の議を経て、その資格を失う。

1. 本人が資格の辞退を申し出たとき。
2. 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
3. 学会会員の資格を喪失したとき。
4. 認定医の資格更新の手続きを行わなかったとき。
5. 認定審議委員会が認定医として不適當と認めたとき。

第 22 条 認定医の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定医の資格を申請することができるものとする。

【第 10 章 補則】

第 23 条 認定審議委員会の決定に関し異議のある者は、会長に申し立てることができる。

【附則】

この規則は、平成 21 年 6 月 30 日から施行される。

改訂：平成 24 年 7 月 18 日

1) 第 9 条 認定審議委員会は、10 名以内の委員で構成される。

改訂 認定審議委員会は、10 名程度の委員で構成される。

第 10 条 認定審議委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

改訂 認定審議委員会は、委員の1/3以上の出席をもって成立する。

改訂：平成 30 年 12 月 30 日

1) 2019 年法人化に伴い、認定資格申請料、登録料、更新料が課税対象になったため、（消費税別）追記した

2) 「認定医審議委員会」を「認定審議委員会」に変更した

改定：令和 6 年 12 月 5 日

1) 第 9 条 「10名程度の委員」を「認定指導医、認定指導歯科衛生士」に変更した。

2) 第 9 条 1. 「会員から」を「認定指導医、認定指導歯科衛生士から」に変更した。
「承認をうる」を「承認を得る」に変更した。

3) 第 9 条 「4. ただし、認定指導歯科衛生士は認定歯科衛生士、認定指導歯科衛生士の審議のみに加わる。」を追加した。

4) 第 11 条 「書類審査をもとに」を「書類審査等をもとに」に変更した。

5) 第 12 条 第11条と内容が重複するため削除した。

6) 第 14 条 1. 「学会誌及び学会総会において報告する」を「学会Webサイトに掲載する」に変更した。

7) 第 15 条 「登録申請書を提出した後」を「登録申請が完了した後」に変更した。

8) 第 16 条 「認定医申請書は」を「認定医申請者は」に変更した。

9) 第 17 条 「日本顕微鏡歯科学ホームページおよび学会総会において報告する」を「当学会Webサイトに掲載する」に変更した。

10) 第 20 条 終身認定医に関する規則を以下の通りに変更した。

「更新時において満 63 歳以上で、資格を 10 年以上保持している場合は、申請書を提出後、理事会の審議を経て、終身認定医となることができる。」

日本顕微鏡歯科学会認定医制度施行

第1条 日本顕微鏡歯科学会認定医制度規則（以下「規則」という）について定めた事項については、この規則に基づき運営する。

第2条 規則第5条の規定に基づく認定医申請の基本的条件は以下のとおりとする。

1. 原則として、受験時に3年以上の会員歴を有すること。
2. 申請時において、当学会必須研修単位が8単位以上必要である。（当学会学術大会1回以上の参加を含む）
3. 認定医・認定指導医2名の推薦状（顕微鏡を使用して歯科治療を行っていることの証明）を必要とする。ただし、1名は認定指導医の推薦状とすること。
4. 申請時に動画媒体に記録された双眼実体顕微鏡下の臨床症例一例を提出する。その症例についての質問に答える。当学会Webサイトに参考例を提示する。
5. ペーパー試験を課す。

第3条 規則第6条の学会が特別に認めた認定医とは、当学会に特に貢献している会員で理事会が認めた者とする。

第4条 規則第3条を満たし認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて認定審議委員会に提出しなければならない。（各様式は当学会Webサイトで配信）

1. 認定医申請書（様式1）
2. 履歴書（様式2）
3. 歯科医師免許証の写し
4. 認定医・認定指導医推薦状（様式3）
5. 症例動画（CD-RあるいはDVD）
6. 臨床画像の使用に関する同意書（様式4）

第5条 規則第8条、第13条、細則第9条に定める手数料は次の各号に定める。

1. 認定申請料……………2万円（税込み）
2. 登録料……………1万円（税込み）
3. 更新手数料……………2万円（税込み）

第6条 前条に定める即納の認定申請料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第7条 認定医審査に合格した認定医の症例のいくつかは、当学会Webサイトの会員ページに掲載される。

第8条 認定医の資格の更新に当たっては、更新前5年間で次の条件を満たすものとする。

1. 学会学術大会等への出席

但し、長期海外滞在者については、国際学術集会への出席を単位として認めることができる。申請時において過去5年以内の学術大会への出席単位が含まれていること。学術大会などへの出席は、参加証、修了証または参加記録情報（現地でのQRコードの読み込みや、受付確認後のデータ記録）をもって証明する。

2. 更新に要する認定単位は5年間で12単位以上とする。

第9条 認定医の資格を更新しようとする者は、認定医更新申請書（様式5、6）に更新手数料を添えて学会に提出しなければならない。認定医更新の申請は、認定期限日の6か月前から認定期限日までに行わなければならない。

第10条 規則第18条の認定医の更新を必要としない者は、規則第6条で学会が特別に認めた認定医のほか、理事会が認めた者とする。

第11条 削除

第12条 この細則の改正については、認定審議委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

【附則】

この細則は、平成21年6月30日から施行する。

改訂：平成28年8月4日

第8条 出席及び発表セミナー等名称及び単位数、並びに説明文言改訂

改訂：平成30年11月11日

第4条 郵送書類の中、推薦状の項「4・評議員・理事推薦状(様式7)」を「4・認定医・認定指導医推薦状(様式7)」に変更

改訂：平成30年12月30日

- 1) 2019年法人化に伴い、認定資格申請料、登録料、更新料が課税対象になったため、(消費税別)追記した
- 2) 「認定医審議委員会」を「認定審議委員会」に変更した

改訂：令和元年6月4日

- 1) 認定医制度施行「第2条1.原則として、受験時に3年以上の会員歴を有すること」に改定
- 2) 同条に「2.申請時において、本学会必須研修単位が8単位以上必要である(本学会学術大会1回以上の参加を含む)」を追加

改訂：令和元年6月23日

下記条項を削除して、「第11条 削除」という形で、形がいを残した。

第11条 この制度の実施運営に当たり、財務は学会会計から分離した特別会計によって処理する

改訂：令和3年4月9日

同年4月1日から消費税込みの総額表示が義務化されたため、下記金額を税込み表示とした。

第5条 規則第8条、第13条、細則第9条に定める手数料

改訂：令和3年6月30日

第8条の表中に、Webセミナー参加・出席で取得出来る単位を追記した。

改訂：令和4年12月17日

第2条 第3項に【ただし、1名は認定指導医の推薦状とすること。】を追記した。

また、同第3項に「双眼実体顕微鏡下での」を追記した。

改定：令和6年12月5日

- 1) 第2条 「HP」を「当学会Webサイト」に変更した。

- 2) 第4条 「各様式はHPで配信」を「各様式は当学会Webサイトで配信」に変更した。
- 3) 第7条 「合格した認定医の症例は、原則として「日本顕微鏡歯科学会電子ジャーナル」に症例報告を投稿しなければならない。(指示は別に定める)」を「合格した認定医の症例のいくつかは、当学会Webサイトの会員ページに掲載される。」に変更した。
- 4) 第7条 取得単位一覧を別途細則で提示することとした。
- 5) 第8条 「認定医失効期日の1年前から6カ月前まで」を「認定期限日の6か月前から認定期限日まで」に変更した。